

# 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み

項目名	届出年月日
夜間急性期看護補助体制加算(100対1)	令和6年1月1日
看護職員夜間12対1配置加算1	平成28年4月1日
急性期看護補助体制加算(25対1)	平成26年6月1日

当院では、看護職の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っています。

## 看護職の負担軽減及び処遇改善に資する体制

### 1. 看護職員の負担の軽減に対する体制について

- 1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者は、看護部長とする
- 2) 看護職員の勤務状況の把握等
  - (1) 勤務時間 / 週の把握
  - (2) 2交代の夜勤に係る配慮
    - ① 勤務後の暦日の休日の確保
    - ② 仮眠を含む2時間休憩の確保
    - ③ 16時間未満となる夜勤時間の設定
  - (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議  
委員会名: 医療従事者業務負担軽減委員会 多職種にて構成 開催6回/年、参加人数9人/回
  - (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画  
計画策定後も年1回の見直し実施、計画周知方法①院内掲示②ホームページ③イントラネット

### 2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

- 1) 看護職員と多職種との業務分担
  - ・薬剤師による薬剤鑑別、服薬指導等
  - ・臨床検査技師による外来での採血業務
  - ・臨床放射線技師による放射線検査の血管確保(R7.4月より開始)
  - ・臨床工学技士によるモニタ管理、医療機器点検業務等
  - ・理学療法士による病棟内でのリハビリテーションと専門訓練室までの搬
- 2) 各部署へのクレーク配置
- 3) 看護補助者の配置 看護補助者の夜間配置(病棟、急患室)
- 4) 多様な勤務形態 アルバイト職員については、当事者の希望する時間帯での勤務
- 5) 妊娠、子育て中、介護中の看護職員への配慮
  - ・申し出による夜勤免除
  - ・保育園設置と運営夜間保育の実施勤務日以外の預かり保育時間単位
  - ・15分単位での有給取得可能
  - ・育児時短制度配置転換
- 6) 夜勤負担の軽減 夜勤に従事できる者を順次増員する
- 7) 業務量の調整 業務改善の実施

### 3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

- 1) 夜勤形態 病棟・外来: 変則2交代 手術室: オンコール待機制、一部日程2交代
- 2) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理
  - (1) 11時間以上の勤務間隔の確保
  - (2) 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで
  - (3) 暦日の休日の確保
  - (4) 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
  - (5) 看護補助者の夜間配置
  - (6) みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上
  - (7) 夜間院内保育所の設置
  - (8) ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減